

米国の 1974 年通商法 301 条～310 条

(パネル報告 WT/DS152/R, 提出日: 1999 年 12 月 22 日 採択日: 2000 年 1 月 27 日)

宮野 洋一

I. 事実の概要

周知のようにウルグアイ・ラウンドでの紛争処理制度強化のねらいのひとつは、通商法 301 条体制に代表される米国の一方的措置の封じ込めにあった¹。米国は WTO 協定を批准するにあたり若干の手直しはしたものの、その後も「301 条体制」²は存続しており、封じ込めの観点から紛争処理制度強化の推進派であった EC にとっては白黒をはっきりさせた問題であった。1998 年 11 月 25 日に EC は米国にこの問題に関する協議を申し入れ、米国もこれに応じた。ドミニカ共和国、パナマ、グアテマラ、メキシコ、ジャマイカ、ホンジュラス、エクアドルそして日本もこの協議への参加を申し入れた。協議は 1998 年 12 月 17 日にもたれたが、問題の解決には至らなかった。そこで翌 1999 年 1 月、EC が米国の 301 条体制が WTO 協定、特に DSU に違反するとしてパネル設置の要請をしたのが本件である。諸国の関心の高さを示すように、日本を始め 11 ケ国(そのうち協議要請国でもあったのは 3 ケ国のみ)が第三国として意見を述べている。301 条体制を対象とした WTO では初めてのケースとしてその判断が注目される事例である。尚、パネリストは D.Hawes と T.Johannessen の他に、ハーバード・ロー・スクールの教授である Joseph Weiler の 3 名であった。

II. 当事者の主張

1. EC の主張

i. EC によれば、米国はウルグアイ・ラウンド諸協定発効以後も、その 1974 年通商法の 301～310 条を採択、維持、適用し続けることにより、マラケシュでの(米国とその他のウルグアイ・ラウンド参加諸国との間の)歴史的な取引(deal)に違反している。EC によれば、この取引とは、(EC の見解では)米国の要求である、DSB によるパネルおよび上級委員会報告の採択と譲許停止許可の確実性を認めることと引き替えに、米国が長年に渡る一方的措置政策を完全かつ確実に放棄する、というものであった。さらに、EC によれば、この取引の第 2 の柱こそ本件パネル手続の中心であるが、それは、以下の

WTO諸条項に明文化されて取り入れられている(enshrined)：それらは、DSU の 3,21,22 の各条、そしてとりわけ重要なものとして 23 条、及びWTO協定の 16 条 4 項である(パネル報告パラグラフ 7.2 以下、パラグラフ番号のみを記載)。

- ii. DSU 23 条 2 項(a)[DSU 手続以外で、無効化侵害等の決定を行ってはならない]違反。
 - a. 米通商法 304 条(a)(2)(A) [通商代表による一定期限内の義務的決定]が、DSB がパネルないし上級委員会の報告を採択したか否かにかかわらず、他のWTO加盟国が米国の権利ないし利益を侵害したかどうかを決定するように USTR に求めて (require) いる点。
 - b. 米通商法 306(b)[外国の遵守監視の結果が満足でない場合の追加措置の決定]が、DSU 21 条 5 項手続が完了したか否かにかかわらず、DSB の勧告が実施されたかどうかを決定するよう USTR に求めている点。
- iii. DSU 23 条 2 項(c)[義務停止実施前の DSB によるその承認]違反。
 - a. 米通商法 306(b)[外国の遵守監視の結果が満足でない場合の追加措置の決定]が、DSB の勧告不履行の場合に 301 条の下でとるべきさらなる措置を決定するよう USTR に求めている点
 - b. 同 305(a)[決定した措置の 30 日以内の実施義務]がこの追加措置を実行するよう求めている点。そして、どちらの場合にも DSU の 21.5[勧告実施措置の有無又は適合性に関する争いはDSU 手続によるべし]と DSU 22[義務の停止]の手続が完了したか否かにかかわらず求めている点。
- iv. 米通商法 306(b)[外国の遵守監視の結果が満足でない場合の追加措置の決定]はガット 1994 の 1,2,3,8 及び 11 の各条に違反する。同条はモノの貿易に関する紛争について、これらのいずれかに違反するような関税、手数料、制限を課すからである。(7.3)
- v. 通商法 301~310 条は、見たところ、DSU 23 条その他に違反する一方的行為を命じている。万一それらが、米通商代表 USTR に WTO に合致しない決定及び行動を避けることを許していると解釈され得るとしても、それは米国の WTO 上の義務の履行のための「健全な法的基礎」とは見なし得ない。この健全な基礎の欠如は、多角的貿易システムの「安全と予測可能性」を根本的に阻害するような、他の WTO 加盟国とその所属

経済主体に対する脅威と法的不明瞭さの状況を生みだしている。(7.4～7.6)

通商法 301～310 条は、WTO 整合性に対する一定の偏りをもった行政行為のパターンを創り出す意図的政策の表明であって、WTO 協定 16 条 4 項[自国の法令及び行政手続の WTO 諸協定義務適合性確保]という意味での WTO 適合性を満たしているものとはいえない。(7.7)

vi. 以上の違反により米国は、EC の協定上の利益を無効化もしくは侵害している。EC は、DSB に対し米国にその 1974 年通商法を、DSU、ガット 1994 及び WTO 協定に合致させるよう勧告することを求める。(7.7～7.8)

2. 米国の主張

EC の主張は法的議論を求める仮面をかぶった政治的事件(brought a political case that is in search of a legal argument) を持ち込むものである。問題の米通商法の条項はいずれも DSU 義務にそった運用を許すものであり、WTO 義務を完全に満たしている(para.7.9)。

III. パネル判断

1. 前提問題

i. パネルの任務：本件は非常に政治的にセンシティブな事件だが、パネルの任務はあくまで司法的なものである。また、本件では、通商法 301～310 条の全体的な評価ではなく、EC の主張に定式化された点のみを判断する。従って特に個別の 301～310 条適用事例の検討は任務の範囲ではない(para.7.11、7.13)。

ii. 国内法の WTO 協定整合性判断の方法

国内法の WTO 協定整合性を判断する際には、各加盟国の国内法体制が非常に多様であり得ることが考慮されなければならない。整合性は、法システムが異なれば異なった仕方で確保され得る。結果(end result)が重要なのであって、それがどのようにして達成されるか(the manner)は問題ではない。各加盟国の法システムの特徴を理解し尊重することなしには、整合性の正確な判断はなしえない(7.24)。

301～310 条にみられる特徴は、現代の複雑な経済的、規律的立法に共通にみられる

ものである。この場合、立法府は法律自体によって、その法律のカバーする行為の全てをコントロールしようとしなない。その代わりに、既存のあるいは特設の行政機関等に規律・監督の任務を委ねる。それら機関は立法府の設定する一定の基準と裁量の範囲内で任務を行う。裁量の幅は立法府の意向で広くも狭くもなる。301 条体制はそのような立法制度の一部をなすものである(7.25)。

301～310 条の場合、立法の文言だけでなく、それを執行する制度的行政的要素も重要な構成要素となった多層的性格の法制度である。この両者は、WTO 整合性判断に関して別個に理解されるべきでなく不可分のものとみられるべきである。例えば、ある政府機関に特定の権限を賦与する法の規定が一見 WTO 整合的であっても、当該政府機関が与えられた裁量の中で、WTO 義務に整合しないような内部基準ないし行政手続を採用する場合には、結果として当該法の全体が非整合的ということになる。もちろんこの逆もあり得る(7.27)。

そこで、パネルはまず立法の文言を検討し、ついで、他の要素を検討する。結論はこれらの要素全体を勘案して出すものとする(7.28)。

2. 米通商法 304 条は DSU23 条 2 項(a)に反するか？

i. 法の文言の分析

DSU23 条はいかなる義務を課しているか。単に具体的事例における措置が非整合的であってはならないとするだけではない。立法それ自体も非整合的であってはならない。従って、23 条違反は、①具体的紛争においてとられる特定の行為か、あるいは②DSU の紛争処理システムを利用せず、DSU の規則及び手続を遵守しないような一定の手続を定める一般的な措置によっても生じ得る(7.46)。

いかなる立法が WTO 義務違反となるか。米国は、WTO 非整合的行為を「義務づける」か、「排除する」立法がこれにあたりとし、EC は、非整合的行為を義務づけなくても、これを「許す」ものであれば WTO 違反となり得るし、304 条はこの場合にあたりと主張する。

通商法 304 条は、USTR が決定を行う義務を果たす毎に、DSU 手続が完了していない場合であっても、非整合性決定を行う権利を与えている。この点で 304 条は DSU に表見上違反する。この結論は、条約法条約の解釈規定に従って、通常の意味、誠実な解釈、DSU および WTO の趣旨及び目的に照らして検討すればより十分にはっきりする。

(7.56~7.57)

誠実(good faith)な解釈/相対的により誠実な(better faith)解釈条約法条約のいう誠実な解釈の要請は実際には困難ないし微妙なものである。本パネルは相対的により誠実な(better faith)解釈を試みる。隣り合わせに住み、互いの不法の侵入について長く紛争状態にある2人の農夫の場合を考えてみよう。かつては力づくの自助行為ないしその威嚇がなされ、境界近辺の開拓は危険であった。いまや両者は、今後不法侵入があった場合には、自助に訴えずに、常に必ず(always and exclusively)警察と裁判のみに訴える約束をした。その後一方の農夫が争いのある境界に「侵入禁止。侵入者はみかけたら銃で撃たれることがあります(may)」という大きな看板を立てた。侵入者は撃たれます(will)、ではないのだから約束違反ではないと言うかも知れない。しかしそれは約束の、より誠実な解釈といえるだろうか？彼らは「常に必ず警察と裁判のみに」訴えるという約束をしたのではなかったか。(7.65-7.66)

同様に、DSU23条が行政政府に対しWTO非整合的な判断を行う権利を留保するような規定をもつ立法を許しているとするのは、果たして誠実な解釈といえるだろうか。本パネルはそうは考えない(7.67)。

ii. 法の文言以外の要素の分析

a. SAA

304条の文言条の表見的DSU違反は、治癒されうるか。法改正以外の治癒方法もあり得る。しかしそれは合法的なものでなければならない。たとえば行政政府が拘束力ある国内法を無視すると約束(行政政府による違法行為の約束)してもそれではWTO整合性は達成されたことにならない。

米国行政政府は、通商法の一般的適用から、WTOの規律している部分を切り離れた。すなわち、大統領が議会に対しておこなった行政行動宣言(Statement of the Administrative Action, SAA)で「いかなる301条決定もDSBの採択したパネルないし上級委員会の報告に基づくことを約」したのがそれである。この裁量の制限は、DSU手続終了前にWTO非整合性を決定する可能性をきっぱりと排除する。行政の宣言が後に変更される可能性があることは確かだが、変更の可能性があるのは立法の場合も同じである。重要なのはそのような制限が合法的かつ実効的かどうかであり、この場合パネルはそうであると判断する。(7.109)

この SAA における公式声明によって、304 条の文言が与える WTO 非整合性を可能にする裁量の問題は治癒された(7.112)。

b. 本件パネル審議における米国の声明の評価

SAA はウルグアイ・ラウンド交渉の成果を米国がまとめる際に議会の前、国内的文脈でなされたものである。国際的な要素はあるが中心的なものではない。問題して主張されている違反は国内法であるから、原則として、その国内法の構成に法的に関係ある国内的要素が決定的である(7.114)。

SAA における米国の約束の国際的な法的意味は、まさに本件パネル審理の過程において確認され明確にされた。パネルの質問に対し、米国は、明示的に、正式に、繰り返し、そして無条件で、SAA における約束を確認した(7.115)。

一国の一方的声明に国際法的意味を賦与することは軽々しくなされてはならない(7.118)。本件声明は米国の公式政策の反映であり、その政策は新規なものではなく、既に国内でなされたものを国際的な場で繰り返したものである。偶然に(casual)なされたものでもなければ、議論で熱くなつての発言でもない。撤回する機会もあった。しかし、米国はむしろ法的なコミットの度合いを強めさせた。また米国代表は全権の資格をもっていた(7.121～7.123)。

従って、パネルは、米国によるこれらの声明は、全加盟国が信頼してよい米国の明確かつ公式の立場であると判断する。それは、米国に新たな国際法上の義務を科すものではないが(米国は WTO 加盟国となることで既に DSU 23 条に拘束されている)、DSU23 条 2 項(a)の義務を米国がどのようにして果たすかを、明らかにし、国際的平面で引き受けたことになる。

SAA とパネル審理の場での米国の声明は、両者あいまって、他の WTO 加盟国に対し直接に、また市場に対し間接的に、DSU23 条が遵守されることの保障を与えている(7.125～7.126)。

c. 米国の実行

本パネルの任務は具体的事例における米国の個々の行動を審査することではない。しかし、301～310 条の意味に光を当てる手段として、USTR の実行を検討しておく。

米国は、ガット/WTO の紛争処理手続の結論に基づかずに 304 条(a)(1)によって権

利侵害があったという決定をしたことは一度たりとしてない、と主張。パネルは、EC および第三国参加の国々に、WTO 発効以降で米国がこの点で WTO 違反の行為をしたという証拠を募った結果、「日本の自動車部品」ケース、「EC バナナⅢ」ケース、「アルゼンチンの繊維・繊維製品」ケースがあげられた。しかしながら我々の手元の記録をみる限り、米国の主張を覆すに足りるだけの証拠は提出されておらず、304 条自体に対する我々の結論を覆すに十分でもない。(7.129-7.130、p336 の注(699))

d. 結論

304 条が、法文、制度及び行政の各要素からなる多元的法システムの一部であると理解した場合には、念のため、法文の要素のみを検討することが任務だと仮定した場合も考えておくと、それでも我々の結論は変わらない。ただそれにいたる方法が若干異なるだけである。SAA はこの場合独自の手段ではなくなるが、304 条の法文構造解釈の重要な要素となる。法文それ自体は WTO 非整合的決定を排除していないようにも読めるとしても、こうして SAA を斟酌すると非整合的決定は排除されることになる(7.132~7.133)。

結論、304 条は DSU23 条 2(a)の義務と非整合的ではない(7.135)。

ただしこの結論は、SAA とパネル審理での米国の声明によって明確にされた約束(undertakings)が、守られずまたは反古にされた場合にはもはや有効ではなくなる。(7.136)

3. 米通商法 306 条は DSU23 条 2 項(a)に反するか？

304 条について検討したところから明らかなように、WTO 非適合的な決定の権利を単に留保する法文規定であっても、それは一応の違反を構成する。306 条も法文構造はそのようなものになっている。しかし 306 条については、そのような決定がそもそも違反になるかどうかを判定しなければならない。それが違反であるならば初めて 306 条の法文自体も違反しているといえる(7.150-7.151)。

米国の主張では、譲許停止の提案は 30 日という期限内に DSB に提出することを要請されている(DSU22 条)。従って、米国はその期限内に勧告の履行がなされなかったかどうかを決定するよう義務づけられているのである(7.156-157)。そこには 23 条 2 項(a)の義務(こ

の了解に定める規則及び手続による)と、23条2項(c)の義務(義務の停止の程度の決定は22条に従い、DSBの承認を得ること)の衝突が生じる。これを避けるには、23条2項(a)は原パネルの決定を指すのであって、21条5項のパネル(原パネル等の勧告・裁定実施の有無ないし整合性に関するパネル)と解すればよい。

米国の22条解釈が正しいと仮定した場合、具体的ケースにおいて譲許停止要請の前提として306条に基づいてなされる勧告履行失敗の決定は、23条2項(a)違反とはならない。従って、そのような決定権限を与える立法も違反とならない(7.162-163)。現在審議中のバナナⅢケースで、米国が21条5項手続完了より前に非遵守の決定をしたことは、パネルの見解では、たとえ最終的にそれが違法となった場合でも、それ自体、誠意を欠く(bad faith)行為というわけではない、それは、21条5項と22条の関係に関する米国の解釈に依拠したものだからである。この点に関する米国の態度は、多くは、21条5項と22条の矛盾する立法に原因があるのであって、DSBの許可を得る権利を守るためにとられたものとして擁護できるものである。(7.168)

逆にECの主張が正しいと仮定した場合はどうであるか。ECによれば、DSU22条(譲許停止)は21条5項(有無・適合性判断)の手続が完了して初めて動き出す。勧告・裁定の実施に関して意見の相違がある場合には「この了解に定める紛争解決手続の利用によって解決される」(21条5項)。従って、依るべき条項は21条5項の手続であって、22条ではない。22条6項は同2項の規定する状況が生じる場合にのみ適用される。そのような状況こそまさに21条5項手続が決定しようとしているものであるから、21条5項手続が完了するまでは、22条6項の下での譲許の停止要請のための条件は整わないことになる。従って、21条5項手続が完了するまでは22条手続は開始できない。それ故、ECによれば、通商法306条に基づき、DSU21条5項手続完了前になされる不遵守の決定は、23条2項(a)違反ということになる。

従って、具体的適用に関わりなく、306条の法文自体もまた一見したところ23条2項(a)義務違反となる(7.164-165)。

ところでそのような違法性は他の要素により除去されることがあり得る。ここでもSAAとパネルにおける米国の声明があわさることによって(cumulative effect)、一見したところ生じる違反は、実効的かつ合法的に除去される(7.167)。

以上から、21条5項と22条の関係について米国、ECいずれの解釈をとるかに関わら

ず同じ結論に達し、パネルの任務は果たせるので、この問題はこれ以上検討しない。結論として、通商法 306 条は EC の請求した形では DSU23 条 2 項(a)違反とはならない。(7.170)

4. 米通商法 305 条および 306 条は DSU23 条 2 項(c)に反するか？

これも結局 304 条の場合とほぼ同じ理由により違反とならないと結論される。

5. パネルの結論(8.1)

結局、行政府の裁量により DSU 整合的に 301~310 条を運用することは可能であり、SAA とパネルにおける米国の声明によりそのように運用することが約されているのであるから、その限りで EC が問題にしたような WTO 非適合性は米通商法には存在しない。

すなわち、①通商法 304 条(a)(2)(A)は DSU23 条 2 項(a)に非整合的ではない。

②同 306 条(b)は、DSU21 条 5 項と 22 条について米国・EC いずれの解釈をとるかに関わりなく DSU23 条 2 項(a)にも 23 条 2 項(c)にも非整合的ではない。③同 305 条(a)は、DSU23 条 2 項(c)に非整合的ではない。④同 306 条(b)は、EC の主張するガット 1994 の 1,2,8,および 9 条に非整合的ではない。

しかし、重要なことであるが、こでの結論は全面的または部分的に上述した米国行政府の約束(undertakings)に依拠するのであって、それが米行政府ないし米政府の他の機関によって反古にされるようなことがあれば、ここで得られた整合的との判断はもはや有効ではない。

IV. コメント

1. 本件は、扱いようによっては、WTO の今後の運命をも左右しかねない問題を扱うものであったが、パネルは「政治的」³現実主義的にはうまく処理したと評価できる。米国は 301 条体制を形の上では一応温存できたし、EC 側も 301 条体制の発動に関し、米国から自制するとの国際的言質を取り付けたからである。実際、両者とも上級委員会への申し立てはせずに事案は終結した。しかしその法的議論には以下にみるように問題もあり、今後、具体的なケースで、米国がその言質を守らなかった際の対応が注目される。

2. 問題の取り上げ方—事件性・立法管轄権

本件は、具体的事件を前提とせず、301 条体制そのものの WTO 協定適合性を問うてい

る(cf.米国の1930年関税法337条事件のガットパネル判決(BISD36S/345))。しかもWTO違反行為を義務的に要求する立法だけでなく、そうしない裁量がある場合であっても非適合的であることを認めており、立法管轄権はさらに一步つっこんだ判断の対象となっている。

パネルは、本件での任務は、ECが定式化した形での米国通商法のWTO非整合性を判断するだけといている。パネルは301条体制全体のWTO整合性判断(overall assessment)をするわけではないとしている(7.13)が、今回のECの定式化以外のどのような問題の定式化をすれば、さらに異なった形で301条体制全体の評価を問うことが可能か。想像するのはいささか難しい。

3. 国際義務遵守の方法—国際的コミットメントは必要か？

—国内法(の運用)をWTO適合的にするためには国際的コミットメントが必要か？

本件パネル判断で最も注目されるのは、SAAおよびパネル審理での米国の声明という一方的行為の役割の評価である。その理由付けは、WTO非適合的でないとする結論を根底で支えるものとなっている。

本件でパネルは、国内法自体の文言解釈上301条体制は、だいたいの場合において表見上(prima facie)はWTO適合的でないが、議会の前でなされた行政府の行動宣言(SAA, Statement of Administrative Action)により適合的になっていると判断した。通商法の改正という方法でなく、他の方法でも同じ結果が達成されればよいという判断であり、WTO協定上の義務は、いわば結果の義務をさだめるのみで、その結果達成の方法の義務まで定めたものではないという理解を示すものといえよう。

この場合パネルは、(国内)法の改正という方法を採らない場合に採用された他の方法は、国際的コミットメントでもなければならぬといているようにもとれるが(7.118～7.126)、この点はどのように理解すべきか。

仮にそのようなコミットメントが必要だとするなら、ある意味で奇妙な状況が生じる。パネルはパネル審議の場での米国のSAAについての確認発言をもって一定の国際的な法的意味が生じたといっているようにみえる箇所がある。(例えば、国際的な法的意味を賦与する(attributing international legal significance) (7.118)「WTOの全加盟国が信用して依拠できる言明としてなされた」(7.124)、「(SAA)とパネルに対して米国がなした言明の集

積的効果により、DS23 条が意図した保証が与えられる」(7.126)など)。もしこれを厳密に受け取るなら、パネル開始後の言明により初めて必要な要件が整ったことになり、(そのような言明のなされていない) パネル提訴時点では整合性は保証されていないことになるのではないか。

もっとも、別の箇所(7.125)では、パネルは「この(米国の)言明は米国にとって新たな国際的義務を創設するものではない」ともいっている。「結局のところ米国はWTO加盟国となることによって既に § 23 に拘束されているのだから」というのである。ただしすぐそれに続いて、「国際的レベルで米国の」国内法に関して、特に国際義務実施の方法について「これを明らかにし約束 gives an undertaking を与える」という。

国際司法裁判所の核実験事件(これが一方的行為の先例といえるかについては議論があるが)をひきながら、国家の一方的宣言に国際法的意味を賦与するための要件を列挙し、本件はそれにあてはまると判断していることなども考え合わせると、パネルは国際的レベルでのコミットメントをかなり重視しているようにみえる。そしてまた、結論部分(8.1)では、本パネルの全ての結論は、米国行政府の約束 (SAA とパネルでのその確認 US Administration's undertakings mentioned above) に依拠するものであって、もしそれらが否認されたりすればこの結論はもはや有効ではないと結んでいる。

WTO が結果の義務だけを課しているとする、米国には SAA をやめて通商法そのものを改正するという選択肢もあるので、上記の米国の国際的約束は方法の義務を新たに引き受けたとはいえないことになる。パネル判断のあいまいさも含めて、米国のこの約束の性格を如何なるものと解すべきであるか、問題が残る。

関連として、日米フィルムケースでは、「米国は 1998 年 2 月に日本政府の WTO パネルに対する主張を『約束(コミットメント)』とみなし、日本政府がこれを遵守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、米国政府は...モニタリング・レポートを発表している。『不公正貿易報告書』は、「日本政府のパネルに対する主張は、過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張である。米国政府がこれを将来の政府行為についての国際的『約束』と性格づけることは適切ではない。これはいわば米国政府が一方的に、日本に対して新たな義務を課そうとするものであり、通商法 301 条の適用を念頭においたものと考えられる。米国は今後も半年毎に報告を行うとしているが、我が国としてはこれを受け入れるべきではない」⁴と評しているが、仮にこの点を本件パネルが判断するとしたら、一応一方的発言・行為に法的意味を付すことにはかなり慎重な判断をしているので、この日本の

立場は支持される確率が高いといえよう。

【注】

¹ 逆に、ガット時代の実効性・迅速性に欠けるところのあった紛争処理制度状況を前提とした米国側からいえば、これにはいうまでもなく 301 条体制の「機能」の公認制度化という側面もある。

² 本件パネルで検討の対象とされたのは米 1974 年通商法 301-310 条であるが、本稿ではこれを便宜的に「301 条体制」と呼ぶ場合がある。ただし、パネルは一貫して 301～310 条と呼んでおり「体制」という言い方はしていないことに留意されたい。

301～310 条の原文は、パネル報告書にも添付されている (Annex 1-A) が、原文と対照になった邦訳については、通商関係法研究会『和英対照・アメリカ EC 通商関係法実務必携(改訂版)』（第一法規 1990）第 2 編第 3 章「報復措置(1974 年通商法 301 条他)」 pp. 193-257 を参照。

³ カナダ・オタワ大の McRae 教授は本件パネル判断が、「法文によっては正当化され難い政治的解決である」と評したという。小原喜雄「国際法協会ロンドン大会の国際通商法関係の会議に参加して」『貿易と関税』2001 年 1 月号、p. 128.

⁴ 『不公正貿易報告書』1999 年版 pp. 289-290. による。

【参考文献】

* (本件パネル判断に関するもの)

・ Chang, Seu Wha, "Taming Unilateralism under the Multilateral Trading System: Unfinished Job in the WTO Panel Ruling on U.S. Sections 301-310 of the Trade Act of 1974", 31 Law & Policy in International Business (2000) 1151-1226. 日本の自動車部品ケース (Japan Auto Parts) とバナナ III ケース (Banana III) を例に、米国行政府の言質の信憑性は疑わしいとしている。

* (WTO における 301 条問題一般に関して)

・ Cunningham, R.O. & C.N. Smith, "Section 301 and Dispute Settlement in the World Trade Organization", Stewart, T.P., (ed.), The World Trade Organization: Multilateral Trade Framework for the 21st Century and U.S. Implementing Legislation. (American Bar Association, 1996) pp. 581-615.

・ Eichmann, E.P. & G.N. Horlick, "Political Questions in International Trade: Judicial Review of

Section 301?", 10 Michigan Journal of International Law (1989)735-764.

・ Hernandez Puente S., "Section 301 and the new WTO Dispute Settlement Understanding", 2 ILSA J. Int'l & Comp. L.(1995)pp.213-234.

・ Schede, C., "The Strengthening of the multilateral system :Article 23 of the WTO Dispute Settlement Understanding: Dismantling unilateral retaliation under section 301 of the 1974 Trade Act ?", 20 World Competition(1996/97,no.1),pp109-138.

・ Silvermann, J.R., "Multilateral resolution over unilateral retaliation: Adjudicating the use of Section 301 before the WTO", 17 Univ. Pa. J. of Int'l Economic Law (1996)pp.233-294.

・ Taylor, C.O., "The Limits of Economic Power: Section 301 and the World Trade Organization dispute settlement system", 30 Vanderbilt J. of Transnational Law (1997) pp.209-348.

*尚、WTO 関連全般に関するまとまった文献目録(1998年7月までをカバー)として以下のものが有用である。

・ Van Hamel, H.(Peace Palace Library, The Hague),"Selected Bibliography on the World Trade Organization", in Mengozzi, P. (ed.), International Trade Law on the 50th Anniversary of the Multilateral Trade System(Milano:Giuffre,1999)pp.859-1060.